

# 誰にも起こり得る「相続」のことをもつと身近に

人生100年時代といわれています。長寿は喜ばしいことですが、誰にでも永遠の別れが必ずやって来ます。その前に自分のこと、家族のこと、誰を守りたいか、何を守っていくのかなど具体的な話し合いをすることが望ましいのではないのでしょうか。相続と考えると堅苦しくなりがちですが、残される家族の幸せのために何をしたらよいのかなどを司法書士法人谷村事務所代表で行政書士の谷村和夫氏に聞きました。

## それぞれの思いを形にしてこそその相続

2024年4月から相続登記制度が変わり、不動産（土地・建物）に関しての相続登記が義務化されます。私はこの変更が両親やご自身の相続対策について考える契機になればいいと思います。相続についてはネットなどで情報を入手し、不安なく対策を講じている人もいれば、情報入手の手段がない、わが家は相続とは無縁だと思ふなどの理由で対策に無関心の人もいます。この問題は資産の多い少ないには関係ありません。身近な人がお亡くなりになった時以外に相続を考えることはないと

思います。大切なことは残された人に迷惑を掛けず、い、幸せになつてほしいという残す側の願いをどのように「つなぐ」か。そして受け取った人がその思いをどう生かすか、ということなのです。

## 相続対策は専門家によるワンストップ対応で

「すか」ということです。その思いを形にするために私たち専門家を頼っていただきたいと思っています。

ご自身の財産に関してどのくらい把握していますか。もしものことがあった場合、自分＝被相続人（お亡くなりになった人）の不動産はこのくらいの価値がある、自分名義の預貯金額、また相続人（被相続人から財産を受け継ぐ人）は

相続は現金がなくて不動産のみの場合や相続税の納税はいつまでに受け継いだ不動産を売った時の税金はいくらくらいなど、10人いれば10の問題があります。また、その人ごとに価値観が異なりますし、諸手続きも煩雑になってしまいます。それぞれの案件に対応する専門家も異なつてきます。そんなときに各専門家が連携してワンストップで解決し、ご自身にとって最適で満足できる流れを提案できるシステムを利用することをお薦めします。現在、不動産会社で行っているサービスは多彩な視点から生まれたものです。ぜひ、積極的に利用して身軽な相続が実現できるようにしてはいかがでしょうか。

「すか」ということです。その思いを形にするために私たち専門家を頼っていただきたいと思っています。

ご自身の財産に関してどのくらい把握していますか。もしものことがあった場合、自分＝被相続人（お亡くなりになった人）の不動産はこのくらいの価値がある、自分名義の預貯金額、また相続人（被相続人から財産を受け継ぐ人）は

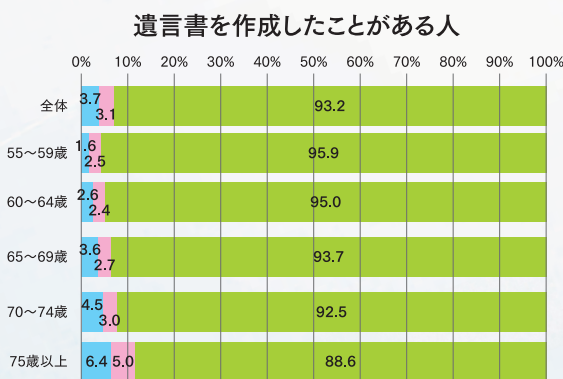
相続は現金がなくて不動産のみの場合や相続税の納税はいつまでに受け継いだ不動産を売った時の税金はいくらくらいなど、10人いれば10の問題があります。また、その人ごとに価値観が異なりますし、諸手続きも煩雑になってしまいます。それぞれの案件に対応する専門家も異なつてきます。そんなときに各専門家が連携してワンストップで解決し、ご自身にとって最適で満足できる流れを提案できるシステムを利用することをお薦めします。現在、不動産会社で行っているサービスは多彩な視点から生まれたものです。ぜひ、積極的に利用して身軽な相続が実現できるようにしてはいかがでしょうか。

相続は現金がなくて不動産のみの場合や相続税の納税はいつまでに受け継いだ不動産を売った時の税金はいくらくらいなど、10人いれば10の問題があります。また、その人ごとに価値観が異なりますし、諸手続きも煩雑になってしまいます。それぞれの案件に対応する専門家も異なつてきます。そんなときに各専門家が連携してワンストップで解決し、ご自身にとって最適で満足できる流れを提案できるシステムを利用することをお薦めします。現在、不動産会社で行っているサービスは多彩な視点から生まれたものです。ぜひ、積極的に利用して身軽な相続が実現できるようにしてはいかがでしょうか。



**司法書士法人・行政書士 谷村事務所**  
**谷村 和夫**（たにむら・かずお）  
 山口県出身。中央大学法学部卒業。飲食店や大手運送会社（佐川急便）での勤務を経て、資格を取得。福岡の大手合同事務所にキャリアを積んだのち、独立。現在の事務所を開設。デイサービスやくもん小笹の経営も行う。

〒810-0073  
 福岡市中央区舞鶴3丁目3番4号 ライフピア舞鶴802  
 TEL (092)737-9555 FAX(092)737-9559



**早めの相談が成功の力ギ！**  
**不動産相続でお困りではありませんか？**

突然、実家を相続することになった    資産を平等に分配したい    手続きが多すぎて大変…    家財や遺品整理が大変…

不動産相続の  
 様々な問題に

初回のご相談は**無料**



**不動産相続  
 おまかせパック**

事前の  
 税務対策



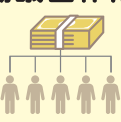
事務手続きの  
 サポート



不動産の  
 売却



遺産分割  
 協議書作成



家財整理  
 遺品分け



\\ 専門スタッフがサポート //    \\ 各種提携士業がバックアップ //

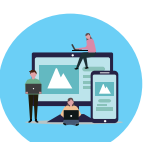


新栄グループなら  
 \\ 様々なケースに対応可能 /

**新栄グループの事業領域**



不動産流通販売・  
 買取事業



デベロップメント  
 事業



マンション管理  
 賃貸管理事業



塗装・防水  
 大規模修繕工事事業



内装・リフォーム  
 事業



ケアプランセンター  
 福祉用具事業

法律・税務についてのご相談は内容により弊社顧問弁護士、提携税理士、司法書士と連携してご相談を承ります。

**アンピール**  
 新栄グループ since1970

**新栄不動産販売株式会社**  
 福岡県知事(1)第19171号 福岡県宅地建物取引業協会会員

個別相談会実施中、  
 匿名相談も承っております。

ご相談・査定は無料です。お気軽にお問い合わせ下さい。  
**0120-654-321**

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目11-25  
 営業時間 / 10:00～17:00 (水曜定休日)  
 [アンピール紹介] [検索]

